○法務省告示第八十九号

宮城県気仙沼市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年二月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

宮城県本吉郡小泉村字中島八十五番地

三浦　ふゆ

○法務省告示第九十号

福島県耶麻郡猪苗代町役場保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十六年二月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

福島県耶麻郡猪苗代町大字壷楊字壷下二十七番地

土屋　ツヨ

○財務省告示第五十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十六年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十六年一月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○・八トン
二	○トン
三	四トン
四	二四、九四八トン
五	一、一三二トン
六	五トン
七	一七トン
八	一トン
九	三五、○○七トン
一○	五、八五六トン
一一	四、二一七トン
一二	六二、一七一トン
一三	四、七八九、四四六トン
一四	一、一四六、一三七トン
一四の二	四六八、四八五トン
一五	四六三トン
一六	七、九六九トン
一七	一一二、五四六トン
一八	一三、○八七トン
一九	九八二トン
二○	五六四トン
二一	二一、二四二トン
二二	五五五トン
二三	四、二六五トン
二四	一八トン
二五	○トン
二六	四、一三四トン
二七	一一、四七一トン
二八	八・三トン
二九	四二六トン

○財務省告示第五十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十六年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十六年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十七万九千六百七十三トン

二　冷凍牛肉　二十七万三千五百四十六トン

○財務省告示第五十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十六年一月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十六年一月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　五十五万八千百九十四トン

二　生きている豚及び豚肉等　五十五万八千二百二十四トン

○財務省告示第六十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六第二〇項に係る物品についての平成二十五年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように告示する。

平成二十六年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十六年三月一日

○財務省告示第六十一号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月一日から適用する。

平成二十六年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

別表独立行政法人原子力安全基盤機構の項を削る。

○厚生労働省告示第四十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関のうち次に掲げる者の基準適合性認証の業務を廃止したので、同法第二十三条の十五第二項の規定に基づき公示する。

平成二十六年二月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

○財務省告示第六十二号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月一日から適用する。

平成二十六年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

別表独立行政法人原子力安全基盤機構の項を削る。

○財務省告示第六十三号

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月一日から適用する。

平成二十六年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

別表独立行政法人原子力安全基盤機構の項を削る。

○財務省告示第六十四号

登録免許税法別表第三の十九の二の項及び登録免許税法施行規則第四条の五の規定に基づき、自己のために受ける登記又は登録につき登録免許税を課さないこととされる登記又は登録に係る独立行政法人で同項の第一欄の財務大臣が指定するもの及び当該独立行政法人が自己のために受ける当該登記又は登録で同項の第三欄の財務大臣が指定するもの並びに同条に規定する財務大臣が指定する者を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月一日から適用する。

平成二十六年二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

別表独立行政法人原子力安全基盤機構の項を削る。